

平成29年度 第5回運営委員会議事録（メモ）

於：平成29年12月24日（日） 16:00～ 豊水会館・福まち会議室

○中村団長挨拶

練習後、お疲れのところ集まって頂きありがとうございます。来年は団創立25周年である。記念式典など取り組みが色々あるので議論をよろしくお願いします。

○団員現況について（鈴木副団長）

- ・仮団員のフルート・岡崎さんが、次回の練習参加で正団員となる。
- ・次回練習でフルートの見学予定あり。
- ・テナーサクソ（兼バスーン）で見学があったが、入団については未定。
- ・団員募集は、フルート、テナーサクソ、オーボエ、バスーン、ホルン、ユーフォニアムの6パートを継続中。

○創立25周年式典実行委員会について（鈴木副団長・別紙資料参照）

- ・25年という大きな節目の式典でもあり、中村団長に実行委員長をお願いした。
- ・実行委員会の下に、祝賀会委員会（パーティ担当&表彰式担当）、記念誌発行委員会、演奏会実行委員会を置く。演奏会実行委員会は既に畠山実行委員長が対応しており、記念誌発行委員会については20周年記念誌発行に引き続き古川氏に委員長をお願いした。
- ・祝賀会実行委員会委員長については1月中に団員から募集を行い、2月末までに委員長を決定して体制を立ち上げる。なお、表彰式担当については毎年定演打上げ時に行っている表彰式の経緯を踏まえて、鈴木副団長に担当をお願いした。

○団費前納ルールの見直しについて（鈴木副団長・別紙資料参照）

- ・現在、団費については全団員が半年あるいは1年の割引一括払いであるが、団費徴収が年度区切り（毎年4月）であるため、区切り以外の月での入団時に団費前納しても年度区切りに合わせるために毎月支払い（2000円）が発生する。この様に、割引特典利用ができない期間が発生したり、休団・復団に当たっても団費徴収に不明確な部分があるため、規定（細則）の見直しを行う。
- ・年度区切りを廃止し、入団翌月区切りで行うことにより団費徴収を簡素化する。このため、団費入金管理は新たに設ける団費袋（名称未定）により各人別に行うこととする。
- ・なお、団費納入ルールは細則規定であるため、見直しは運営委員会での決定で完了となるが、お金に関する事なので、団員への説明は十分に行う。

○積立金の明確化について（鈴木副団長・別紙資料参照）

- ・現在は5年毎の式典行事予算の確保のために、毎年度の積立金のみである。また、剰余金については、練習場移転の場合の経費や、災害などの不測の事態による演奏会の中止などの弁済に当てるためと総会で説明してきたが、これらを規約によって明確化する。
- ・積立金の種類は以下の2種類とし、規約の改定となるため総会での承認とする。
 - ・記念行事積立金 … 記念行事開催に必要と見込まれる経費相当額を毎年積み立てる（従来の積立金）
 - ・事業活動積立金 … 不測の事態による演奏会などの事業中止に対処するため、過去2回の定演に要した経費総額の平均額×1.5とする。
- ・なお、積立金関連については、総会（5月予定）に提出する予算案策定に関わるため、本年度2月頃に臨時総会を開催して承認を得ることとする。

○第27回定演以降の実行委員会体制について（伊藤事務局長・別紙資料参照）

- ・第26回定期演奏会までの実行委員会体制は決まっているが、第27回以降の体制について検討して総会に提出する。
- ・現在のパート別体制は約11年間2回り目になるので、過去の問題点を十分に洗い出して新しい体制を考える。
- ・次回、運営委員会で具体的体制の検討を行う。

○次回運営委員会 1月21日（練習日） 16:30～

平成29年度 第5回運営委員会・メモ

2017/12/24 16:30 ~
於：豊水会館・福まち会議室

1. 団員現況（鈴木副団長）

2017/12/23 現在

パート	定員	団員	仮団	休団	募集	パート	定員	団員	仮団	休団	募集
フルート & ピッコロ	5	3	1	1	○	トランペット & コルネット	8	6			
オーボエ	2	1			○	ホルン	6	3		1	○
バスーン	2			1	○	トロンボーン	5	5			
E♭ クラリネット	1	1				ユーフォニアム	3			1	○
B♭ クラリネット	1	0	1	0		チューバ	3	2		2	
アルト・クラリネット	1					コントラバス	1				
バス・クラリネット	1	1				パーカッション	5	5			
ソプラノ・サクソ	1										
アルト・サクソ	2	2									
テナー・サクソ	2	1			○						
バリトン・サクソ	1	1				合計	59	41	1	6	

（集計に団長含まず）

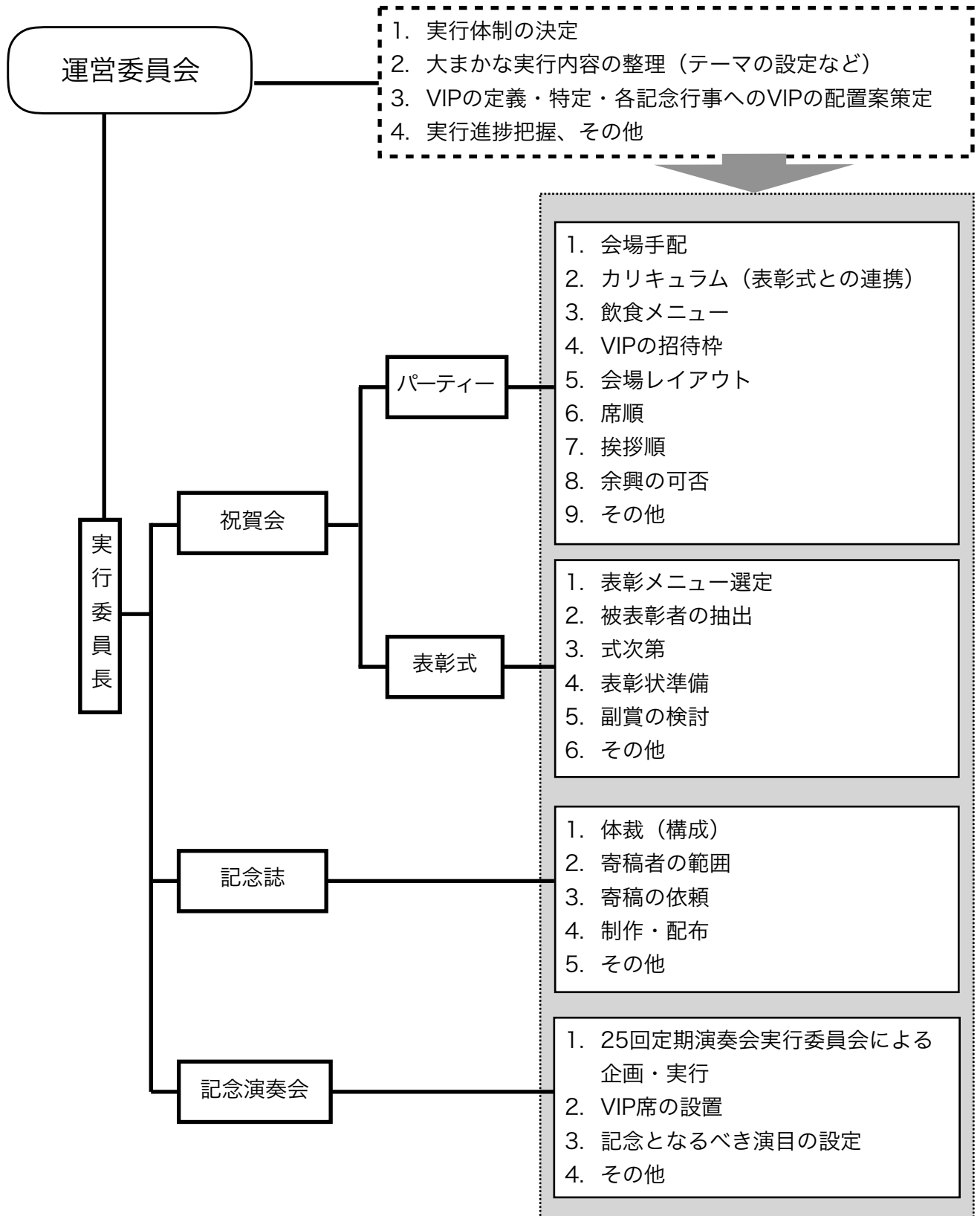
2. 創立25周年記念行事実行委員会の体制について（鈴木副団長）

3. 団費前納ルールの見直しについて（鈴木副団長）

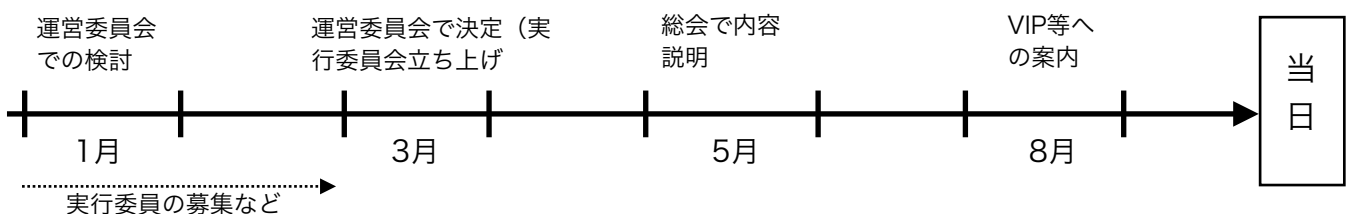
4. 積立金の扱いについて（鈴木副団長）

5. その他

- ・第26回定演後の実行委員会体制について



【おおまかなスケジュール】



■団費前納ルール見直しに伴う細則改定案

現細則（関係項目のみ）	改定案	備考																
<p>12.規約第10条（財務）関連（入団金と団費） 規約第10条第2項に定める入団金、団費は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 入団金 ①入団金は、3,000円とする。 ②入団金は、仮団員が団員に承認された後、1ヶ月以内に団に支払わなければならない。</p> <p>イ 団費 ①団費は、1ヶ月単位で月2,000円を基準とするが、団員が複数月分をひとつの単位としてまとめて前納する場合並びに団員同士が同一世帯の夫婦の場合は、団員の状況及びその支払い形態に応じ、それぞれ下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="185 694 857 893"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1ヶ月単位</th> <th>6ヶ月単位</th> <th>1年単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団員（単独）</td> <td>2,000円/月</td> <td>10,000円/半年</td> <td>20,000円/年</td> </tr> <tr> <td>団員（夫婦）</td> <td>3,000円/月</td> <td>15,000円/半年</td> <td>30,000円/年</td> </tr> <tr> <td>仮団員</td> <td>2,000円/月</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「夫婦」は、2名分の合計金額である。</p> <p><u>②団費の会計年度は、毎年4月から翌年の3月までとする。</u></p> <p>③団費は、月単位にあってはその月内、6ヶ月単位又は1年単位の前納にあっては、その期間の開始となる月の月末までに会計担当へ支払わねばならない。なお、事務局長が真にやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。</p> <p><u>④団費の前納は、翌会計年度に跨がることはできない。したがって、団費の会計年度の中で団員（仮団員除く）となった場合の前納は、当該会計年度の最終月（3月）までの期間が6ヶ月以上の場合に限り、前半6ヶ月分を、6ヶ月単位の前納として扱うことができるものとする。</u></p> <p>⑤規約第3条に第5項に規定する休団となった団員は、団費の支払いを免除する。</p>	区分	1ヶ月単位	6ヶ月単位	1年単位	団員（単独）	2,000円/月	10,000円/半年	20,000円/年	団員（夫婦）	3,000円/月	15,000円/半年	30,000円/年	仮団員	2,000円/月			<p><同左></p> <p>②団費は、月単位にあってはその月内、6ヶ月単位又は1年単位の前納にあっては、その期間の開始となる月の月末までに会計担当へ支払わねばならない。なお、事務局長が真にやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。</p> <p><u>③前納した団費は、会計年度の区別に関わりなく、全て、前納金額を収納した年度の団費収入として、経理する。</u></p> <p><u>④団費収納管理を円滑に行うため、団員と事務局間の金銭の授受に関して、必要なルールを設けること。</u></p> <p>⑤ <同左></p>	<p>②を削除し、③を②とする。</p> <p>④を削除し、③と④を新たに定める。</p>
区分	1ヶ月単位	6ヶ月単位	1年単位															
団員（単独）	2,000円/月	10,000円/半年	20,000円/年															
団員（夫婦）	3,000円/月	15,000円/半年	30,000円/年															
仮団員	2,000円/月																	

現細則（関係項目のみ）	改定案	備考
<p>13.規約第10条（財務）関連（前納した団費の精算）</p> <p>前記12.のイに定める6ヶ月単位前納又は1年単位前納で支払った対象期間（以下、前納期間という。）中に休団もしくは退団（除名を含む。以下同じ。）した場合は、既に納入済みである前納期間中の団費総額から、当該前納期間の最初の月から休団もしくは退団となる日の属する月の前月（その日が月の月末ならその月も含む）分までの月数に2,000円/月を乗じた金額（ただし当該月数が6ヶ月を超える場合は、うち6ヶ月を6ヶ月単位の前納団費とみなす）を控除した額を、当該休団者もしくは退団者へ返納する。逆に不足分が生じた場合は、これを請求しない。</p> <p>また、夫婦のいずれかが休団又は退団した場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月以降（その日が月の初日ならその月から起算）の対象期間（6ヶ月以上あれば、うち6ヶ月を6ヶ月単位の前納団費とみなす）を単独の団員とみなして再計算し、既に納入済みの当該期間に関わる団費総額と比較し、差額を精算処理する。</p>	<p><同左></p>	

<参考：付帯する措置事項>

	<p>本改定は、改定日現在において在団する団員に対し、H29年度から適用することとする。したがって、年度中に既に団費を支払った団員のうち、本人の意向により、改めて割引を利用しようとする団員については、必要な措置を行う。</p> <p>また、H29年度の団費並びにその割引対象期間を確定するにあたり、H28年度中に入団もしくは休団復帰を理由に新たに団費を払うことになった団員についても、翌H29年度の割引期間への影響を考慮し、同様の措置を適用する。</p> <p>措置により発生した精算は、H29年度の団費収入の科目において行う。</p>	<p>この措置は、運営委員会の決定事項として実施する。</p>
--	--	---------------------------------

現細則（関係項目のみ）	改定案	備考									
なし	<p>14.規約第10条（財務）関連（積立金）</p> <p>あらかじめ予測される団の記念行事等の実施並びに災害又はそれに準ずる事態の発生による定期演奏会の中止などの不測の事態に対処するため、剰余金の範囲内で、以下により積立金を積み立てるものとする。</p> <p>ア 積立金の種類</p> <p>①記念行事積立金</p> <p>②事業活動積立金</p> <p>イ 積立方法並びに時期等</p> <table border="1" data-bbox="958 541 1682 850"> <thead> <tr> <th>積立金の種類</th> <th>積立限度額</th> <th>積立の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記念行事積立金</td> <td>記念行事開催時に必要と見込んだ諸経費相当額</td> <td>開催時までの期間の年数で除した金額を毎年度末で計上し、積み上げる。（差額補充法）</td> </tr> <tr> <td>事業活動積立金</td> <td>過去2回の定期演奏会に要した費用総額の平均×1.5</td> <td>左記限度額に達する額を毎年度計上する（1万円未満切り捨て）。（洗替法）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 積立の優先順位及び金額の決定</p> <p>剰余金に不足が生じ、ア、イに定める積立金の総額が確保できない場合は、記念行事積立金を優先して積み立てるものとする。</p> <p>なお、具体的な積立金額については、事前に運営委員会において承認されたあと、年度決算として総会の承認を得なければならない。</p>	積立金の種類	積立限度額	積立の方法	記念行事積立金	記念行事開催時に必要と見込んだ諸経費相当額	開催時までの期間の年数で除した金額を毎年度末で計上し、積み上げる。（差額補充法）	事業活動積立金	過去2回の定期演奏会に要した費用総額の平均×1.5	左記限度額に達する額を毎年度計上する（1万円未満切り捨て）。（洗替法）	<p>年度末決算期における積立金について、明確にしておく。</p> <p>記念行事積立金は、必要な経費を年々積み上げていく、貯蓄のようなもので、いわゆる差額補充法。</p> <p>一方の事業活動積立金は、毎年度、その都度計算された金額に積立金全部を入れ替える、いわゆる洗替法。（企業の貸倒引当金と同じ方法）</p> <p>事業積立金の乗数（1.5）は、定期演奏会に要した費用以外の、例えば、練習会場の確保など、関連する費用の一部も見込む。</p>
積立金の種類	積立限度額	積立の方法									
記念行事積立金	記念行事開催時に必要と見込んだ諸経費相当額	開催時までの期間の年数で除した金額を毎年度末で計上し、積み上げる。（差額補充法）									
事業活動積立金	過去2回の定期演奏会に要した費用総額の平均×1.5	左記限度額に達する額を毎年度計上する（1万円未満切り捨て）。（洗替法）									

過去の実行委員会

- ① 第 16 回定演（平成 21 年度） サックス
- ② 第 17 回定演（平成 22 年度） トランペット
- ③ 第 18 回定演（平成 23 年度） フルート・オーボエ
- ④ 第 19 回定演（平成 24 年度） ホルン
- ⑤ 第 20 回定演（平成 25 年度 — 創立 20 周年記念演奏会）
クラリネット
- ⑥ 第 21 回定演（平成 26 年度） トロンボーン
- ⑦ 第 22 回定演（平成 27 年度） ユーフォ・チューバ・パーカッション

- ⑧ 第 23 回定演（平成 28 年度） ピッコロ、フルート、オーボエ、ホルン
- ⑨ 第 24 回定演（平成 29 年度） クラリネットーA、トランペット
- ⑩ 第 25 回定演（平成 30 年度 — 創立 25 周年記念演奏会）
サックス、ユーフォ、チューバ、パーカッション
- ⑪ 第 26 回定演（平成 31 年度） クラリネットーB、ファゴット、トロンボーン